

令和 5 年 1 月 26 日

各 位

公益社団法人富山県薬剤師会
会長 西尾 公秀

令和 4 年度「認定実務実習指導薬剤師」の養成のための DVD 講習会開催のご案内

下記の日程により認定実務実習指導薬剤師に関する DVD 講習会を開催いたします。該当する方は別紙参加申込書内に示す要件等をご確認の上、受講していただきますようお願い申し上げます。

開催日時：①令和 5 年 3 月 5 日（日） ②令和 5 年 3 月 26 日（日）のいずれか
13：00～17：00 新規申請者（講座①、②、③及び成果報告書作成）

会 場：富山県薬剤師会会館 2F 研修室

会 費：1,000 円

参加申込：①参加希望日をメールにてお知らせください。

②別紙参加申込書を PDF か郵送にて事務局へお送り下さい。

※補足確認事項は提出不要ですが、必ずご確認ください。

提出期限:2月3日(金)

◇参加申込書の記載に関する注意事項

- ・最初にあります「今回申し込みされる研修に☒してください」の欄は、「講習会」のみ☒してください。（ワークショップの申込書は後日お送りいたしますので、☒はしないください。）
- ・修正箇所がある場合は、取り消し線ならびに訂正印捺印により修正してください。
- ・記入漏れ（チェックもすべて）のないようお願いいたします。

共催 （公社）富山県薬剤師会 富山県病院薬剤師会
（一社）薬学教育協議会 病院・薬局実務実習北陸地区調整機構

認定実務実習指導薬剤師養成研修(講習会・ワークショップ)参加申込書の
「ア 実務経験」、「イ 勤務状況」に係る補足確認事項

実務経験及び勤務状況は、以下の「例」を参考に計算してください。受講資格が無いのに誤って受講した場合、「認定実務実習指導薬剤師」の認定申請ができず、講習会・ワークショップは再受講となります。

※下記の内容を確認したら☑チェックしてください。

【例】

**『2023年5月4日に講習会が開催』、又は『2023年5月4～5日にワークショップが開催』される場合
(講習会やワークショップを「ワークショップ等」と表記します)**

□確認した

「ア 実務経験」

1. 6年制卒の方で、薬剤師免許登録日が2020年5月4日以降
(入職日は2020年5月4日より前)の場合
→ ワークショップ等の開催日(2023年5月4日)までに3年経過していないため、
ワークショップ等の受講資格はありません。
2. 1.に該当しない6年制卒の方で、薬剤師免許登録日が2018年5月4日以降
(入職日は2018年5月4日より前)の場合
→ ワークショップ等の開催日(2023年5月4日)までに3年経過しているため、
ワークショップ等の受講資格はありますが、5年を経過するまで
認定申請できません。
3. 旧4年制卒(2005年入学まで)の方で、薬剤師免許登録日が2018年5月4日以降
(入職日は2018年5月4日より前)の場合
→ ワークショップ等の開催日(2023年5月4日)までに5年経過していないため、
ワークショップ等の受講資格はありません。

□確認した

「イ 勤務状況」

病院または薬局における「薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること」における「受講する時点」とは、2023年5月4日となります。

□確認した

「ア 実務経験」で受講資格があっても「イ 勤務状況」を満たしていない場合、ワークショップ等を受講できません。

また、「認定実務実習指導薬剤師」の認定申請では履歴書の提出が求められます。産前・産後や育児、病気等で1ヶ月以上の休職・離職をされた方は、履歴書にその期間および事由を記載しなければなりませんので、「ア 実務経験」「イ 勤務状況」を計算する際は休職・離職も考慮してください。

- 1ヶ月以上の休職・離職がある場合、その期間は『5年以上』や『継続して3年以上』などに含めることができません。
- ・例1: 5年の間に休職・離職が計3ヶ月間ある場合、5年3ヶ月経過しないと『5年以上』になりません。
 - ・例2: 3年の間に休職・離職が1ヶ月以上ある場合、休職・離職が何ヶ月間であっても、最後の休職・離職より後に連続して3年間勤務していないと『継続して3年以上』になりません。

受講資格等に疑義がある場合は、応募前に北陸地区調整機構事務局にご確認ください。

上記確認後、薬学教育協議会へ「認定実務実習指導薬剤師」の認定申請を行った際に「ワークショップ等の受講資格が無かった」ことが確認された場合、申請者の責任となりますのでご注意ください。

(「認定実務実習指導薬剤師」の認定申請の際にも、勤務要件として「直近1年以上継続的に病院又は薬局において薬剤師実務に従事(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。)していること」が求められますので、ご注意ください)

認定実務実習指導薬剤師養成研修(講習会・ワークショップ) 参加申込書

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領を満たさずに参加された場合、
認定申請をされても認定不可となります。必ず認定要領をご一読ください。

●今回申し込みされる研修に☒チェックしてください●

☐講習会 ☐薬学教育者ワークショップ

※既に受講している研修がある場合は☒チェックしてください。

☐講習会(受講日: 年 月 日) ☐薬学教育者ワークショップ(修了日: 年 月 日)

認定実務実習指導薬剤師になるには、基本的素養(1)を有し、また実務経験及び勤務状況等について所定の要件(2)を満たすことが求められています。

下記要件を満たしていることをご確認のうえ、☒チェックしてください。

(1)基本的素養

認定実務実習指導薬剤師は次の素養を有する者とする。

- ☐ 十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っている。
- ☐ 薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っている。
- ☐ 常日頃から職能の向上に努めている。
- ☐ 実習の成果について適正な評価ができる。
- ☐ 認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがある。
- ☐ 実務実習生の受け入れ期間中、恒常的に指導することができる。

(2)応募要件

認定実務実習指導薬剤師養成研修(講習会・ワークショップ)に参加するにあたり、アおよびイの要件を満たしていなければならない。

ア 実務経験

☐ 薬剤師実務経験^{※1}(病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。以下同じ。)が5年以上ある。

または、

☐ 6年制の薬学教育を受け、薬剤師実務経験^{※1}が3年以上あるので、事前に受講したい。

※1 大学院在学中のアルバイト等は含みません。

また、「薬剤師名簿登録日」又は「入社日」のうちのいずれか遅い日からとします。

イ 勤務状況

☐ 病院または薬局における薬剤師実務経験が受講申込み時点において継続して3年以上である。

☐ 現在病院または薬局に勤務(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。)している。

(3)以下の項目に該当することが望ましい。

応募する薬剤師は以下のような施設に所属していることが望ましい。

(病院) ☐ 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方せんの発行を推進している。

☐ 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っている。

☐ (一社)日本病院薬剤師会賠償責任保険(施設契約)又はこれと同等の賠償責任保険に加入している。

(薬局) ☐ 薬学実務実習に関するガイドラインが求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っている。

☐ 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有している。

☐ 薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)に示された「代表的な疾患(がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう)」に関する症例を実習できる体制を整備している。

☐ 薬剤師賠償責任保険に加入している。

生涯学習システムに参加又は認定を取得していることが望ましい。

☐ 参加又は認定を取得している。(名称:)

○ 表面をチェックのうえお申込みください。

○ 講習会とワークショップに参加されましたら、
速やかに認定申請をし、薬学生の受け入れのご準備をお願いいたします。

年 月 日

カタカナ				年齢※2	性別※2
氏名				歳	男・女
薬剤師名簿登録番号	薬剤師実務経験※1		薬学部課程		
	年		4年制・6年制		
(勤務先)					
施設名					
連絡先	電話		FAX		
(連絡の取れるメールアドレスと電話番号)					
メールアドレス		電話			

※2 グループ分けの際、なるべく性別・年齢等が偏らないために必要です。

所属長記入欄

参加者が実務実習指導薬剤師の認定を取得した折には、自施設にて必ず受け入れる対応をします。			
氏名(自署)		役職	